

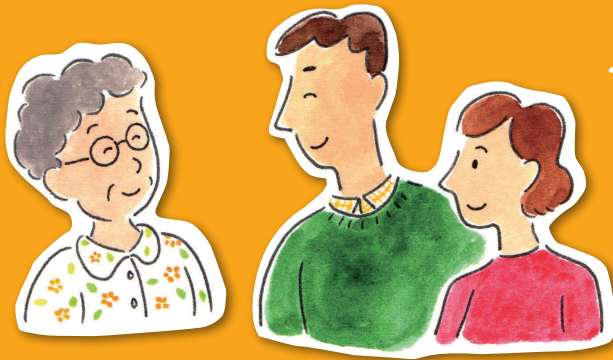
あれこれ決められなくなる前に！  
知っておこう。備えておこう。

ひとりで決めることが心配な人の  
その人らしい生き方と安心を支える

# 成年後見制度

せいねんこうけんせいど

これからの  
私のお金や権利のこと、  
今から考えておきたい！



契約や手続でも  
お母さんらしさを  
ずっと支えたい！



後犬ちゃん

知的障害・精神障害・認知症などによって  
ひとりで決めることに不安や心配のある人が  
いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。



ひとりで  
決めることが  
できるうちに  
任意後見人を  
決めることも！

詳しくは

成年後見はやわかり 厚労省



# こんな方に **成年後見制度**

せいねんこうけんせいど

任意後見

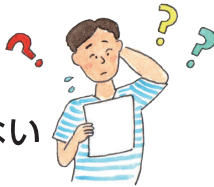
将来、認知症になった時に、  
財産の管理等が心配!



財産管理や契約等を支援する  
任意後見人を選んでおける。

※ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所へ「任意後見監督人」の選任の申立てをする必要があります。

医療や福祉サービスの  
手続や契約がよくわからない



成年後見人等がご本人に代わって、  
契約や手続をしてくれる。

法定後見

何にお金を使って  
しまったのか思い出せない



成年後見人等が不当な契約を  
と取り消してくれる。

よくわからずに  
契約をしてしまった



## 「成年後見制度」の種類

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に 備える方へ	重要な手続・契約の中で ひとりで決めることに 心配がある方	重要な手続・契約などを ひとりで決めることが 心配な方	多くの手続・契約などを ひとりで決めることが むずかしい方
ひとりで決めることが できるうちに 任意後見人を選定	一部の 契約・手続等の 同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	すべての契約等の 代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
自分で選んだ人を 任意後見人に することができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人)		

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。

詳しくは、厚労省「成年後見はやわかり」のホームページでご確認ください。

相談窓口の検索は

成年後見はやわかり 厚労省

